



クリーニング師研修・業務従事者講習は

クリーニング業法で定められた法定研修・講習です

クリーニング師研修

クリーニング所で実際にクリーニング作業に従事しているクリーニング師は、業務に従事した後1年以内に、その後3年を超えない期間ごとに、研修を受ける義務があります。

(下記はクリーニング所の例)

- クリーニング工場やクリーニング店
- ホテル等のランドリーサービス
- 業務用おしぼり
- ダストコントロール
- レンタルユニフォーム

業務従事者講習

クリーニング所の営業者は、業務従事者5名につき1名の割合で、開設後1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに、講習を受講させる義務があります。

- クリーニング所で、取次業務等に従事している方々(クリーニング師を除く)が対象です。

※クリーニング所には「一般クリーニング所」と、洗たく物の処理をせず、受取、引渡のみを行う「取次所」があります。

- 店舗の勤務形態(社員、パート社員などの区分)は問いません。

受講の主な目的

- (1)衛生法規・公衆衛生に関する知識の向上
- (2)クリーニング業における問題事例の発生原因や利用者(お客様)トラブル発生防止のポイント
- (3)繊維及び繊維製品の知識や技術の向上策
- (4)洗濯物の処理に関する知識と技術の提供
- (5)利用者(お客様)に接する業務従事者の業務知識の向上
- (6)コンプライアンスを重視した従業員管理や環境保護への取組みなど、法令等に留意したクリーニング業界を取り巻く最新情報の提供

法律で定められた法定研修・講習を受講することはクリーニング業に従事する皆様の義務となります。



クリーニング師研修 クリーニング業務従事者講習 のご案内

公益財団法人 岩手県生活衛生営業指導センター

☎019-624-6642 FAX019-654-2741

クリーニング師の方は3年以内に一度 クリーニング師研修を受講するように、
クリーニング業に従事する方は、1店舗毎5名につき1名の方(営業主の指名を受けた方)が、
3年以内に一度 クリーニング業務従事者講習を受講するように
クリーニング業法(第8条の2、第8条の3)で義務づけられています。

今回、全国生活衛生営業指導センターが、この研修及び講習を岩手県知事の指定を受けて次のとおり開催いたしますので、必ず受講されますようご案内申し上げます。なお、自宅学習にて受講できる2型(通信制)の研修及び講習も実施しますので、別紙2型通信制 受講案内書をお読みいただき、該当する方は受講して下さい。

1.日時・場所

開催年月日	会場	住所
令和8年8月23日(日)	釜石会場 釜石魚河岸にぎわい館 「魚河岸テラス」	釜石市魚河岸3-3
令和8年9月27日(日)	久慈会場 久慈地区合同庁舎	久慈市八日町1-1
令和8年10月25日(日)	一関会場 一関地区合同庁舎	一関市竹山町7-5
令和8年11月15日(日)	盛岡会場 岩手県自治会館	盛岡市山王町4-1

※営業所の届出保健所にかかわらず、いずれかの会場で受講できます

2.受講対象者

クリーニング師研修 ※クリーニング師のみ	業務従事者講習 ※クリーニング師を除く従事者
・過去にクリーニング師研修を一度も受けていない方	・過去に業務従事者講習を一度も受けていない方
・前回受講してから3年以上経過している方 (前回受講日が令和6年3月31日以前の方)	・前回受講してから3年以上経過している方 (前回受講日が令和6年3月31日以前の方)
・右記テキストをお持ちでない方⇒ 	・右記テキストをお持ちでない方⇒ 

3.受講料

- ◎クリーニング師研修 1 人 5,000 円(テキスト代含む)
- ◎クリーニング業務従事者講習 1 人 4,500 円(テキスト代含む)

※本受講料は

非課税です

4.受講の申し込み方法

- ①受講申込書に必要事項を記入して下さい。(申込書が不足の場合はコピーしてご使用ください。)
 - ・クリーニング師の方は 青色 の申込書(第1型)
 - ・クリーニング業務従事者の方は 緑色 の申込書(第1型)
 - ②同封の郵便局払込取扱票に
 - a.払込金額、
 - b.通信欄には 1.受講希望会場 2.受講種別毎の人員と金額 3.払込人の住所・店名・氏名・電話番号を記入し、最寄りの郵便局に払い込んでください。
- ※払込手数料はお客様負担とさせていただきます。5万円未満ATM利用時振込手数料 **152 円**

5.受講申込書の送り先

〒020-0883
岩手県盛岡市志家町 3-13 岩手県美容会館内
(公財)岩手県生活衛生営業指導センター

←郵便又はFAX019-654-2741 で申し込みください。

6.申込期限

- 8月23日 釜石会場での受講希望の場合、申込み締切は **8月6日(木)**
- 9月27日 久慈会場での受講希望の場合、申込み締切は **9月10日(木)**
- 10月25日 一関会場での受講希望の場合、申込み締切は **10月8日(木)**
- 11月15日 盛岡会場での受講希望の場合、申込み締切は **10月29日(木)**

7.受講票

受講申込者には、「受講票」を受講日の 7 日前をメドに勤務先に送付します。受講当日はご持参のうえ、受付に提示ください。

8.テキスト等

当日会場にて配布いたします。

9.修了証書

クリーニング師研修、クリーニング業務従事者講習を修了した方には、修了証書と受講済ステッカー(店頭掲示用)を研修・講習の当日にお渡しいたします。(※受講手続きが遅れた方は当日お渡しできない場合があります、後日、郵送となります。)

受講申込等でお預かりした個人情報及び今後お預かりする個人情報につきましては、当クリーニング師研修及び業務従事者講習の事務以外には利用いたしません。

講 義 予 定 表

■研修・講習科目及び時間

【開始・終了時間】	釜石会場	久慈・一関・盛岡会場
	・受付時間 12 時 20 分～ ・事前説明 12 時 30 分～ ・講義開始 12 時 40 分～ ・終了時間 17 時 00 分頃	・受付時間 8 時～ ・事前説明 8 時 20 分～ ・講義開始 8 時 30 分～ ・終了時間 12 時 50 分頃
【研修科目及び講師】	・衛生法規及び公衆衛生	管轄保健所 環境衛生課長
	・洗濯物の処理 ・繊維製品及び繊維製品	古澤淳 県クリーニング組合元理事長
	・洗濯物の受取、保管および引渡し	藤原順一 県クリーニング組合副理事長

【お知らせ】

今年度より新たにオンライン型受講が加わりました。

別紙チラシを同封しておりますので、ご確認ください。

